

「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 6 月 19 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、本協会が公表する統計情報について、ニーズが乏しくなった統計や他の類似データにより代替が可能な統計等は簡素化や廃止を検討する一方、金融・資本市場への理解促進等の観点から意義があると考えられる統計情報については新たな公表を検討する「スクラップ&ビルド」に取り組んでいるところである。

今般、本協会が公表する統計情報のうち、国内CP（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。以下同じ。）の取引状況については、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1項に規定する短期社債）の導入等により国内CPの取引状況の報告が非常に限られたものとなっていることを踏まえ、本規則に基づく国内CPの取引状況の報告及び公表を廃止するため、本規則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) 協会員による国内CPの取引状況等の報告を廃止する。（協会員は、短期社債等の取引状況等の報告については引き続き行う。）（第8条第1項）
- (2) 本協会による国内CPの取引状況等の発表を廃止する。（本協会は、短期社債等の取引状況等の発表については引き続き行う。）（第8条第2項）

3. 施行の時期

この改正は、平成24年7月1日から施行する。

**「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」の
一部改正について**

平成 24 年 6 月 19 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 国内CP等の売買取引等に係る勧誘等	第 2 章 国内CP等の売買取引等に係る勧誘等
(取引状況等の報告及び発表)	(取引状況等の報告及び発表)
第 8 条 協会員は、 <u>短期社債等</u> の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。	第 8 条 協会員は、 <u>国内CP等</u> の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。
2 本協会は、前項により協会員から報告された <u>短期社債等</u> の取引の状況について、発表する。	2 本協会は、前項により協会員から報告された <u>国内CP等</u> の取引の状況について、発表する。
付 則	
この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。	

以 上